

貸金業者 各位

金融庁総合政策局長  
松尾 元信

### 成年年齢引下げを踏まえた対応について（要請）

民法の改正により、本年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、親の同意を得ることなく、有効な貸付けの契約を締結できるようになります。

成年年齢の引下げにより、18歳、19歳の若年者（以下「若年者」とする。）が積極的に社会の中で主体的な役割を果たし、社会に大きな活力をもたらすことが期待されます。一方で、若年者が過大な債務を負わないよう、貸金業者においては、若年者に対する貸付を行う場合に特段の配慮をすることが重要です。

こうした中、令和4年1月7日に成年年齢引下げに関する関係閣僚会合（構成員：内閣総理大臣、金融担当大臣等）が開催され、各府省庁から若年者の消費者被害等を防止するための主な施策（別添1参照）が報告されるとともに、総理から各府省庁に対し、これらの取組を集中的に進めるよう指示がありました。主な施策の中では、日本貸金業協会において、若年者向けの貸付を行う場合には、50万円以下又は他社との合算額で100万円以下の場合であっても、収入の状況を示す書類の確認等を行うことなどの自主ガイドラインを策定することも盛り込まれております。また、過剰借入・与信防止の観点から、当局の監督・検査によりその遵守状況をモニタリングすることとされております。

つきましては、若年者に対する貸付を行う場合には、経営陣の主導のもと、万全の態勢を構築し、下記の点に適切に取り組んでいただくよう、よろしく願いいたします。

#### 記

1. 日本貸金業協会が令和4年2月16日付けで公表した社内規則策定ガイドライン「過剰貸付の防止」（別添2参照）に基づき、社内規則を策定するとともに、これを遵守すること。

【日本貸金業協会の公表先リンク】

[https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/adult\\_age\\_reduction.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/adult_age_reduction.php)

2. 貸金業法の規定（返済能力の調査、総量規制、貸付限度額の適切な設定等）を確実に遵守すること。

以 上

## 若年者の消費者被害等を防止するための主な施策

これまでの取組 (～2021年12月)

施行までの取組 (2022年1月～2022年3月)

施行後の取組 (2022年4月～)

### ◆ 教育 —若者を狙った悪質商法等に対抗するための能力の獲得—

- 新学習指導要領の対象となっていない成年年齢引下げ対象者全員(2020・2021年度入学生)が**新学習指導要領に基づく充実した授業**を受けられるよう、関係の指導内容を前倒しして指導
- 全国の大学の90%で、**消費者問題に関する指導・啓発**を実施
- 消費者教育教材「**社会への扉**」等を活用した授業を、全国の高校の86%で実施(前年度67%)。同教材を活用した**教員用研修動画**の作成・周知。
- **法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」**を全国の高校2・3年生全員に配布(計350万部)
- **金融リテラシー教育**を延べ25,000人以上に実施

- 高校等において**新学習指導要領**(2022年4月～)に基づき**新しい科目(公共)**や**内容を充実した家庭科**において消費者被害の防止や救済に関する理解を深める教育などがなされるよう、**学校現場への更なる周知徹底**
- 大学に対して、**新入生ガイダンス**などにおける周知を含め、特に2022年度新たに成年となる学生に対する指導・啓発の徹底について改めて依頼し、あわせて**学内教職員等の消費者被害の防止に関する意識醸成**を図る
- **消費者教育教材「社会への扉」**等を活用した授業を全国の高校で100%実施するよう、自治体への働き掛け、学校への出前講座等を実施
- 学校等の要請に応え、**法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」**を追加配布
- 新高校学習指導要領(2022年4月～)における金融教育の拡充を踏まえ、**成年年齢の引下げを含めた家庭科指導教材**を作成し、教員による授業や金融庁職員による出張授業で活用
- 成年年齢引下げに関するパンフレット等を**全国の学習塾**においても配布

- **新しい科目(公共)**や**内容を充実した家庭科**の**新しい教科書**により、一層教育が充実
- 大学において、特に新たに成年となる学生に対し、**消費者被害の防止に向けた指導等**を実施
- **実践的な消費者教育**が実施されるよう取組を継続。教員研修の更なる充実の促進
- **法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」**を全国の高校2年生全員に配布(約130万部)
- **消費者教育フェスタ**を実施し、教員等への授業の実践方法の共有等を通じて消費者教育の推進を図る
- 成年年齢引下げに関する**パンフレット**等を**全国の学習塾**においても配布

### ◆ 広報・啓発 —若者の注意を喚起するための「プッシュ型広報」—

- **成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」**を制作し、全国の高校・大学等に周知
- 動画「**1分でわかる成年年齢**」と解説資料を全国の高校・大学等に周知
- 消費者ホットライン「**188**」の**バナー広告**を掲出(Google等にバナーを1,000万回以上)
- イベント「**TGC teen 2021 Winter**」において消費者教育に関する**啓発ステージ**を実施(約21万人視聴)
- ハンドブック「**これってあり? ～まんが知って役立つ労働法Q&A～**」を全国の高校・大学等に配布(2020年度・2021年度に各1.2万所)

- **人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした大規模キャンペーン**を実施
  - ・**テレビCM**: 全国39局・2週間放映(東京・大阪で延べ視聴率約800%)
  - ・**Web動画**: YouTube・Instagram等、若年層・親世代向けに約4,000万imp
  - ・**交通広告**: Twitterで募集した新成人の決意を載せた大規模広告を渋谷駅に掲出
  - ・**インフルエンサーによるキャンペーンの拡散**(総フォロワー数100万人以上)
  - ・**週刊少年マガジン**(週刊発行部数約65万部): 4週にわたり、紙面に広告を掲載
  - ・**ホスター**: 全国の高校、大学、自治体等に3.1万部を配布
- **成年年齢引下げをテーマとするテレビ番組**を放映予定(日本テレビ)
- 動画「**1分でわかる成年年齢引下げ**」の**インターネット広告**を実施(インターネット広告を活用し、YouTube・Instagram・Twitterで計300万imp)
- 消費者ホットライン「**188**」を若者に広く知ってもらうための**参加型SNSキャンペーン**を実施
- 「**うんこドリル**」の**キャラクター**を活用した**ウェブコンテンツ**を作成し、**過剰借入・ヤミ金利用**について注意喚起

- **大規模キャンペーンの認知度、理解度**等を検証
- 検証結果を踏まえ、**リスクへの注意喚起**を重点とした**更なる広報**を展開
- ハンドブック「**これってあり? ～まんが知って役立つ労働法Q&A～**」を全国の高校・大学等に配布(毎年度1.2万所)
- 関係省庁において「**消費者相談ダイヤル**」を用意するなど、若年者からの相談対応を強化
- クレジットについて、**インフルエンサー**を起用した**ウェブコンテンツ**を展開

### ◆ 関係業界への働き掛け —若者との取引の相手方となる事業者へのアプローチ—

- 関係業界への**自主的な取組**を要請
  - ・貸金業協会において、アンケートを通じて把握した個社の取組の好事例を横展開。また、特設ウェブサイトで啓発を実施。
  - ・日本クレジット協会のアンケート結果を踏まえ、若年者への配慮・情報提供や過剰与信防止への取組を要請。若年者向け特設ウェブサイトにて啓発を実施(約25万アクセス)。
- 「**消費者教育全力**」キャンペーンに基づき、**約80の団体**に周知広報の取組を働き掛け
- 悪質事犯の未然防止等に向けた**特定商取引法等の改正**

- 全府省庁から、各所管業界に対し、若年者への適切な配慮を要請し、若年者との契約に当たっての留意事項を通知
- 若年者の利用が多いサービス業界の関係団体等(※)と連携した**周知・啓発キャンペーン**を実施
  - ※貸金業協会、日本クレジット協会、全国銀行協会、求人メディア事業者等
  - ※貸金業協会において、金融トラブル事例や貸金業協会の特設ウェブサイトを紹介する**YouTube広告**を実施(約10万アクセス)
  - ※日本クレジット協会の若年者向け特設ウェブサイトで啓発を実施(インターネット広告を活用し、約20万アクセス)
- 貸金業協会における**自主ガイドライン**(収入の状況を示す書類の確認等)の策定等を行う。クレジット事業者に対しては**過剰与信防止の更なる自主的な取組**を要請。過剰借入・与信防止の観点から、当局の**監督・検査**により遵守状況をモニタリング。
- 若年層を標的とした悪質な貸付け、利殖勧誘に係る事犯の取締り

令和4年2月16日

各位

日本貸金業協会

### 成年年齢の引下げを踏まえた対応について

民法の改正により、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、親の同意を得ることなく、有効な貸付けの契約を締結できるようになります。これにより、18歳、19歳の若年者（以下、「若年者」という。）が積極的に社会の中で主体的な役割を果たし、社会に大きな活力をもたらすことが期待される一方で、若年者が過大な債務を負わないようにすることが重要です。

現行の貸金業法では、貸金業者が顧客に対して顧客の年収の3分の1を超える貸付け及び返済能力を超える貸付けを行うことは禁止されており、その実効性の担保として、貸金業者は、顧客から収入の状況を示す書類（給与明細や源泉徴収票等）の提出又は提供を受けるとされていますが、貸付額が50万円以下又は他社との合算額が100万円以下の場合、収入の状況を示す書類は不要とされ、年収は顧客の自己申告も認められてきました。

こうした中、令和4年1月7日に成年年齢引下げに関する関係閣僚会合（構成員：内閣総理大臣、金融担当大臣等）が開催され、各府省庁から若年者の消費者被害等を防止するための主な施策（別添参照）が報告されるとともに、総理から各府省庁に対し、これらの取組を集中的に進めるよう指示がありました。主な施策の中では、「貸金業協会における自主ガイドライン（収入の状況を示す書類の確認等）の策定等を行う。過剰借入・与信防止の観点から、当局の監督・検査により遵守状況をモニタリング」することとされております。

当協会では、これまでもアンケートを通じ、若年者への貸付けを行うとしている協会員のうち、大宗の皆様が自主的な取組を通じて、若年者が過大な債務を負う事がないように慎重な姿勢で取り組んでいただいている事を確認しておりますが、この度の政府の方針を受けて、若年者への貸付けに関してはより丁寧な返済能力調査を行うため、当協会の社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」に、当分の間、下記の規制を盛り込むこととしました。

当協会としては、監督当局とも連携しながら、協会員への指導・監査を通じて、当該規制の遵守状況を確認していくこと等により、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、全力で取り組んでまいります。引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、貸付額にかかわらず、収入の状況を示す書類の提出又は提供を受けてこれを確認するものとする。また、当該書類は、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日まで保存するなど、貸金業法施行規則第10条の18第2項の規定に沿って保存するものとする。

注1) 貸金業法第13条第3項に規定する金額を下回る額の貸付契約における収入の状況を示す書類については、必ずしも年収証明書である必要はなく、客観的に収入を確認できる書類であって信ぴょう性・妥当性があるものであればそれでも差し支えない。

注2) 若年者又はその家族の医療費や、緊急に必要となる資金（10万円以下、かつ返済期間3ヶ月以内）の貸付けについては、若年者に対し、その事情を十分に聞き取り、貸付けの可否やその内容を適切に判断する。なお、法令に従い、顧客から疎明資料（医療機関からの医療費の請求書又は見積書、緊急に必要となる資金の支払いに係る領収書その他の資金の用途を確認することができる書面）の提出又は提供を受け、適切に保存する。

2 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、資金用途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等について注意喚起を行い、不自然な点が見受けられる場合には聴き取りを行う等、より慎重な調査を行うものとする。

3 成年年齢が引き下げられた旨の表現内容を用いる等、ことさら若年者を対象にした広告・勧誘を行わないものとする。